

令和7年度 人権教育の全体計画

- ・日本国憲法・教育基本法
- ・学習指導要領
- ・人権教育及び人権啓発に関する法律
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
- ・東京都人権施策推進指針
- ・東京都教育委員会教育目標及び基本方針
- ・人権教育の指導方法等の在り方について
- ・児童の権利に関する条約

学校の教育目標

自立と貢献

【15の春を、笑顔で！】
選択できる豊かな人生を

児童の願い

- ・自分らしさが受け入れられ、生き生きと過ごすことができる。

保護者・地域社会の願い

- ・思いやりがあり、自立した子

人権教育に関する指導の実態把握

- ・児童や保護者の思いや願いを十分に理解し、組織的・計画的に人権教育を推進する。

目標

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める心や、社会の一員としての規範意識を育む。
- 相手の気持ちを共感的に理解し、自分の気持ちを表現する力や、さまざまな課題を解決しようとする力を育む。

目指す児童像

- ・社会（国や郷土）の一員として自立し、貢献する資質を高める児童（基礎学力の定着）
- ・上級生として、下級生に範を示す児童（縦割り活動の充実）
- ・「自己肯定感」と「自校肯定感」の高い児童（児童会改革、学習ボランティア活動の積極的推進）

指導のねらい

- ・自他の生命や人権を尊重する心を育てるとともに、自ら生きる目標を求め、その実現に努めることができるようする。
- ・社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、様々な体験活動の充実を図る。
- ・自他の権利を重んじ、義務を確実に果たすことや、人への思いやりを実際の行動につなげができるようする。
- ・人との関わりを広げることにより、望ましい人間関係の確立をめざし、互いを認め合い共に生きていこうとする心を育む。

年間指導計画作成の方針

- ・学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、児童の生活の実態に配慮しながら、学習指導の充実に努める。
- ・きょうだい学級での交流活動や、保護者や地域の方々とのふれあいや学習活動等の機会を充実させ、心の交流を図る。
- ・相手の気持ちや考えを聞いたり、自分の気持ちや考えを話したりして、言葉を通して人とよりよく関わることができるように、言語活動を充実させる。
- ・人権尊重の心や生命に対する畏敬の念、社会規範を尊重する心、他者と共生する心など、道徳的な心情や実践力を養う。
- ・学校生活をよりよくするためのルールやマナーについて指導し、規範意識の向上を図る。
- ・情報モラルやいじめに関わる授業を各学期最低一回は位置づける。

人権教育にかかる 教職員の研修

- ・人権尊重の理念を十分に理解し、人権課題について正しい認識を深め、人権感覚を身に付ける。
- ・互いに認め合い、共に学び合う学校づくりを進めるとともに、学校における研修の充実を図る。

学年や学級で日常的に 指導することや配慮すること

- ・児童が相互の人格を尊重し、互いに支え合い、高め合いながら、個性や能力を十分に発揮できる学級・学校作りを心がける。
- ・教職員間の協力体制を確立し、常に組織的に取り組み、L-Gateを活用し、学級経営の成果や課題を共有する。

保護者や地域社会等との 連携について

- ・児童理解に努め、家庭や地域との連携を図り、個性や能力に応じた指導を行う。
- ・学校公開や学校行事、道徳授業地区公開講座等を通じて、人権教育に対する保護者や地域の方々の理解を促進する。